

教育・研究をめぐる苦難と貧困を どう打ち破るか——課題と展望

◆特集にあたって

現代国家は、教育と研究にとって必要な条件を整備する義務を負う。そのことは、日本国憲法のばあい、おもに「教育を受ける権利」規定（二六条一項および「学問の自由」規定（三三条）に反映している。教育と研究は、すべての人に、基本的人権として保障される。それは、自由かつ平等であることを基調として、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（二三条）のである。

しかし日本政府は、これら人権を国政の上でもっとも尊重するといふ憲法上の義務をただしく履行してきただろうか。そうではない。三〇余年の新自由主義政治のなかで、教育と学問は「金にならない（むしろ金を食うもの）」とみなされ、おとしめられてきた。国家は可能なかぎりそこから手を引き、国家にかわって、〈市場経済の支配〉と〈本人と家族の負担（自己責任）〉が、その空隙を埋めようとしてきた。このことが、教育と研究における第一の苦難と貧困をもたらしている。

教育と研究が直面する苦難と貧困として、もう一つ、ほんらい自律的にすすめられるべき教育と研究という営みが、外部権力の介入を受けることで、自律性を失いつつあるということあげべきだろう。「公」という防壁を失ってしまった教育と研究は、いわば裸の状態にさらされている。それにつけこもうとする軍事主義の介入を受けて軍事化し、市場主義の介入を受けて市場経済化し、さらに権威主義の介入を受けて権威主義化する。付言すれば、国家は軍事主義・市場主

義・権威主義と結託した領域で、そのために権力を行使したり、財政を積極的に支出することがある。

このことは、ほんらいであれば真理に基づき、あるいは真理を探究する学問の営みにおいて、真理を犠牲しつつ、軍事・市場経済・権威主義という特定の価値の維持と実現に奉仕させられることを意味する。これが教育と研究における、第二の苦難と貧困である。

こういった二つの苦難・貧困は、教育・研究がもたらす人間的発展の可能性を阻害し、個人と社会にとりかえしのつかない害悪をもたらしつつある。教育と研究を二つの苦難と貧困からただちに解放することは、わたしたち法律家にとってもきわめて重要な課題である。

本誌はこれまで、教育・研究をめぐる諸問題をとりあげてきた（近年では、五一九号「特集・「学び」への権力的統制を許すな」、五五四号「特集・日本学術会議会員の任命拒否を許さない」、五九八号「大学の非正規教職員は地位確認裁判でなぜ負けるのか？」、また連続企画「学術会議問題を考える」など）。今号では、現代日本社会が日本国憲法から急速に乖離しつつあるという現状をつよく意識した。そして、上述した二つの困難と貧困に焦点をあて、問題の現状をえぐりだすとともに、そこからいかに脱却するかという展望について特集を組んで考えることにした。

一本の対談記録と、七本の論考は、いずれも単体で読み応えがある。ただ、読者には過去の記事を参照しながら読み進め、教育と研究の現状と課題についてトータルに認識し、今後の憲法実践に活かしていただければ幸いである。（「法と民主主義」編集委員会・永山茂樹）